

改正 令和 6 年 10 月 21 日 原規総発第 2410215 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 10 月 21 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、次の表により改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第 3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 関係						別表第 3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への 報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への 報告の要否
1～50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
51	(略)	原子炉等規制 法第 4 3 条の 3 の 3 0 第 3 項の規定によ る型式の設計 変更の承認(重 要なものを除 く。)に関する こと。	(略)		(略)	51	(略)	原子炉等規制 法第 4 3 条の 3 の 3 0 第 3 項の規定によ る型式の設計 変更の承認等 (重要なもの を除く。)に関 すること。	(略)		(略)
52～65	(略)	(略)	(略)		(略)	52～65	(略)	(略)	(略)		(略)
66	(略)	原子炉等規制 法第 4 3 条の 2 6 の 2 第 3 項の規定によ る型式の設計 変更の承認(重	(略)		(略)	66	(略)	原子炉等規制 法第 4 3 条の 2 6 の 2 第 3 項の規定によ る型式の設計 変更の承認等	(略)		(略)

		要なものを除く。)に関する こと。						(重要なものを 除く。)に関 すること。			
67～186	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	67～186	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
187	(略)	実用炉則第1 02条第4項 において準用 する実用炉則 第101条第 3項の規定に よる型式証明 の変更に係る 特定機器を使 用することが できる範囲の 限定又は条件 の付与に関す ること。	長官		要	187	(略)	実用炉則第1 04条各号の 規定による書 面の交付に関 すること。	主管課 等の長		否
188	(略)	実用炉則第1 05条第1項 及び第2項の 規定による公 表に関するこ と。	(略)		(略)	188	(略)	実用炉則第1 05条第1項 から第3項ま での規定によ る告示に関す ること。	(略)		(略)

189	(略)	(略)	(略)		(略)	189	(略)	(略)	(略)		(略)
190	(略)	実用炉則第108条第6項において準用する原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定の変更に係る特定機器を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要	190	(略)	実用炉則第109条第3項の規定による取消しに関すること。	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	191	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第110条各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
191	(略)	実用炉則第112条第1項及び第2項の	(略)		(略)	192	(略)	実用炉則第112条第1項から第3項ま	(略)		(略)

		規定による公表に関する こと。						での規定による 告示に関する こと。			
<u>192</u> ～ <u>219</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>193</u> ～ <u>220</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>220</u>	部門（部 安全規制 管理官に 係るもの に限る。）	研開炉則第 9 6 条第 3 項の 規定による型 式証明に係る 特定機器を使 用することが できる範囲の 限定又は条件 の付与に關す ること。	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
221	(略)	研開炉則第 9 7 条第 4 項に おいて準用す る研開炉則第 9 6 条第 3 項 の規定による 型式証明の変 更に係る特定 機器を使用す	長官		要	221	(略)	研開炉則第 9 9 条各号の規 定による書 面の交付に關 すること。	主管課 等の長		否

		ることができる範囲の限定又は条件の付与に関する事									
222	(略)	研開炉則第100条第1項及び第2項の規定による公表に関する事	(略)		(略)	222	(略)	研開炉則第100条第1項から第3項までの規定による告示に関する事	(略)		(略)
223	(略)	(略)	(略)		(略)	223	(略)	(略)	(略)		(略)
224	(略)	研開炉則第103条第6項において準用する原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定の変更に係る特定機器を使用することができる範	長官		要	224	(略)	研開炉則第104条第3項の規定による取消しに関する事	主管課等の長		否

[illegible]

		定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)
<u>249</u>	(略)	貯蔵規則第43条の2の13第1項及び第2項の規定による公表に関すること。	(略)		(略)
<u>250</u> ～ <u>351</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>250</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の11各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
<u>251</u>	(略)	貯蔵規則第43条の2の13第1項から第3項までの規定による告示に関すること。	(略)		(略)
<u>252</u> ～ <u>353</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。
(原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正についての一部改正)
- 2 原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について（原規総発第 24031312 号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号) 関係					
事 項 番 号	主 管 課 等	専決事項	専決者	合議者	委 員 会 へ の 報 告 の 要 否	事 項 番 号	主 管 課 等	専決事項	専決者	合議者	委 員 会 へ の 報 告 の 要 否
1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>54</u>	<u>部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)</u>	<u>原子炉等規制法第 43条の3の3第 1項の規定によ る長期施設管理計 画の認可(その計 画に特別点検(実 用発電用原子炉の 設置、運転等に関 する規則(昭和5 3年通商産業省令 第77号。以下こ の表において「実 用炉則」という。)</u>	<u>長官</u>		<u>要</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>第113条第1項 第5号ロに規定す る特別点検をい う。以下同じ。）の 方法及びその結果 が含まれるものそ の他重要なものを 除く。）に関するこ と。</u>									
<u>55</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	<u>原子炉等規制法第 43条の3の32 第3項の規定によ る長期施設管理計 画の認可（その計 画に特別点検の方 法及びその結果が 含まれるものその 他重要なものを除 く。）に関するこ と。</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>56</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係	<u>原子炉等規制法第 43条の3の32 第4項の規定によ る長期施設管理計</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	るもの に限 る。)	画の変更の認可 (重要なものを除 く。)に関するこ と。										
<u>57～158</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54～155</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>159</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子炉等規制法第 7 1 条第 5 項の規 定による第 4 3 条 の 3 の 3 2 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による 処分をする場合の 経済産業大臣等へ の通知に関するこ と。	主管課 等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>160 ～169</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>156 ～165</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>170</u>	(略)	製錬規則第 7 条の 6 の 2 において準 用する <u>実用炉則</u> 第 1 3 0 条の規定に よる必要な措置の 要求に関するこ と。	(略)	(略)	(略)	<u>166</u>	(略)	製錬規則第 7 条の 6 の 2 において準 用する <u>実用発電用 原子炉の設置、運 転等に関する規則</u> (昭和 5 3 年通商 産業省令第 7 7	(略)	(略)	(略)	(略)

								号。以下この表において「 <u>実用炉則</u> 」という。)第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。			
<u>171</u> ～ <u>195</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>167</u> ～ <u>191</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>196</u>	<u>部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)</u>	<u>実用炉則第113 条の6第3項の規 定による追加点検 の確認(重要なも のを除く。)に関す ること。</u>	<u>長官</u>		<u>要</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>197</u> ～ <u>356</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>192</u> ～ <u>351</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					